

令和6年 第5回

田 村 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

田 村 市 農 業 委 員 会

議 事 録

1. 開催日時 令和6年5月21日（火） 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち18名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち19名

1 番	遠藤良一委員	2 番	吉田典良委員	3 番	荻野右近委員
4 番	田村 茂委員	5 番	松本文子委員	6 番	吉田篤也委員
7 番	白岩良一委員	9 番	和田春信委員	10 番	柳沼政一委員
11 番	鹿又良司委員	12 番	土屋福一委員	13 番	菊地幸広委員
14 番	箭内正彦委員	15 番	宗像昭一委員	16 番	吉田清吉委員
17 番	小池あおい委員	19 番	佐藤伸夫委員	18 番	渡邊慶幸委員
③ 番	二瓶賢一委員	④ 番	半谷隆一委員	⑦ 番	菅野美喜委員
⑧ 番	矢吹 勇委員	⑪ 番	渡邊辰治委員	⑭ 番	伊藤博之委員

4. 欠席委員 8 番 渡邊 元委員 ⑬番 箭内倉貴委員 ⑰番 佐藤徳一委員

5. 農業委員会事務局職員

局長
総務係長
副主査

三 浦 栄 喜
矢 内 敬
會 田 賢 治

6. 書 記

副主査

會 田 賢 治

7. 議事録署名人

7 番 白 岩 良 一 委員
9 番 和 田 春 信 委員

8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について

議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）

議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第7号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第8号 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積促進計画の決定について

議案第9号 現況確認証明について

9. 会議の経過概要（開会 午後1時30分）

事務局	お疲れ様です。 それでは、始めさせていただきます。はじめに会長に挨拶をいただきます。
会長	～会長挨拶～
事務局	ありがとうございました。それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いします。
議長	始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。
事務局	本日、都合により欠席の届出がございました委員は、8番 渡邊 元委員であります。
議長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、18名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しております。それでは、ただ今より令和6年田村市農業委員会第5回総会を開会いたします。本日は③番 二瓶賢一推進委員、④番 半谷隆一推進委員、⑦番 菅野美喜推進委員、⑧番 矢吹 勇推進委員、⑪番 渡邊辰治推進委員、⑭番 伊藤博之推進委員の方々にご出席いただいておりますことご報告いたします。 次に議事録署名人でございしますが、議長指名でご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認め、7番 白岩 良一委員、9番 和田 春信委員を指名いたします。 ただいまから議案審議に入ります。 本日の議案は、 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について 1件 議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 10件 議案第3号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分） 2件 議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分） 1件 議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分） 6件 議案第6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分） 9件 議案第7号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 2件 議案第8号 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積促進計画の決定について 3件 議案第9号 現況確認証明について 16件

	以上５０件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。 次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。それでは議事に入らせていただきます。 議案第１号「農地法第３条の規定に基づく許可処分の取消願出について」を議題と致します。 事務局説明願います。
事 務 局	議案第１号について、議案書朗読、説明。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。
出 席 委 員	異議なし。
議 長	それでは、整理番号１番について、６番 吉田篤也委員、ご報告をお願いいたします。
６ 番 委 員	６番吉田です。整理番号１番についてご報告します。今回の案件につきましては、先月の総会において３条の承認をいただいた案件であり、その後、４月２５日に先月の許可当時の譲受人から、この土地が譲渡人の父親と今回の譲受人で口約束による売買をしていたことが判明したため、今回の許可の処分の取り消しの願出となりました。申請内容としても問題ないものと確認しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出 席 委 員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
出 席 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって「議案第１号 農地法第３条の規定に基づく許可処分の取消願出について」は、原

	案の通り決定いたします。 以上をもちまして議案第１号は終了します。 次に、議案第２号「農地法第３条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。 それでは整理番号１番から１０番について、事務局説明願います。
事 務 局	議案第２号について、議案書朗読、説明。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 整理番号１番について２番 吉田典良委員ご報告をお願い致します。
２ 番 委 員	２番吉田です。整理番号１番についてご報告します。１５日の午前に譲受人の父親、二瓶賢一推進委員と３名で現地を確認してまいりました。譲渡人は東京にお住まいでご高齢のため、耕作を譲受人に管理していただいております。正式に登記を行い、所有権の移転をしたく今回の申請となりました。土地も適正に管理されており、何ら問題ないものと確認しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号２番について、３番 荻野右近委員ご報告をお願い致します。
３ 番 委 員	３番荻野です。整理番号２番についてご報告します。１４日の午前に、石井行政書士、半谷隆一推進委員と３名で確認をしてまいりました。基盤整備を行った上で、申請地周辺が虫食い状態になってしまっており、かつ、譲渡人による管理が難しい状況であるため、基盤整備区域内の今回の申請地を譲受人が購入することでの申請でした。問題ないものと確認しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号３番について、５番 松本文子委員ご報告をお願い致します。
５ 番 委 員	５番松本です。整理番号３番についてご報告します。１５日の午前に、吉田勝行推進委員と譲渡人、譲受人宅へ伺い、確認をしてまいりました。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、贈与をしたいとのことで、何ら問題ないものと確認しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号４番について、９番 和田春信委員ご報告をお願い致します。
９ 番 委 員	９番和田です。整理番号４番についてご報告します。１４日の午前に、譲受人、渡邊辰治

議 長	推進委員と3名で確認をしまいいりました。申請地は現在の消防の屯所の隣にあり、一部は以前、消防の屯所が建っており、本来であれば宅地になっていなければならなかった経緯があります。農地部分は譲受人が耕作されており、ゆくゆくは分筆するとのことで問題ないものと確認しました。以上です。 ありがとうございました。次に整理番号5番について、10番 柳沼政一委員ご報告をお願い致します。
10番委員	10番柳沼です。整理番号5番についてご報告します。12日に、譲渡人の妹、譲受人、橋本仁宏推進委員と4名で確認をしまいいりました。譲渡人が農地の整理をしているというのですが、譲受人所有の農地とも隣接しており耕作条件向上のため、今回の申請となりました。申請地は適正に管理されており、何ら問題ないものと確認しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号6番から7番について、11番 鹿又良司委員ご報告をお願い致します。 11番委員
11番委員	11番鹿又です。整理番号6番から7番についてご報告します。整理番号6番につきましては、16日に、代理人である桑原行政書士と確認をしまいいりました。今回は売買による所有権の移転の申請のため、譲受人も今後、農地の維持管理に努めるとのことから何ら問題ないものと確認しました。 整理番号7番につきましては、12日に、譲渡人、譲受人と3名で確認をしまいいりました。申請地につきましては、以前に基盤整備により当時交換しましたが移転登記がされておらず、今回の申請となりました。申請地は以前、たばこを作っておりましたが今は作っておらず、今後は譲受人が野菜を作っていくとのことで、現在も適正に管理されており、何ら問題ないものと確認しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号8番について、12番 土屋福一委員ご報告をお願い致します。 12番委員
12番委員	12番土屋です。整理番号8番についてご報告します。12日の午前、譲渡人、譲受人と3名で確認をしまいいりました。申請地はこれまで譲受人へ長年貸していましたが、贈与により所有権の移転を行いたく、今回の申請となりました。何ら問題ないものと確認しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号9番について、13番 菊地幸広委員ご報告をお願い致します。 13番委員
13番委員	13番菊地です。整理番号9番についてご報告します。15日の午前、譲渡人、伊藤智

議 長	広推進委員と３名で確認をしてまいりました。申請地は譲受人宅の近くであり、贈与による所有権の移転にて今回の申請となりました。何ら問題ないものと確認しました。以上です。 ありがとうございました。次に整理番号１０番について、１４番 箭内正彦委員ご報告をお願い致します。
１４番委員	１４番箭内です。整理番号１０番についてご報告します。１１日の午後に、譲渡人二名、譲受人、佐藤徳一推進委員と５名で確認をしてまいりました。申請地は、譲渡人の兄弟の方が耕作されてましたが、その方が亡くなり、譲渡人二名も嫁いだことで管理をしていただける方を探していたところ、譲受人が宅地を含めて取得し耕作していきたいとのことで、今回の売買での申請となりました。何ら問題ないものと確認しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって「議案第２号 農地法第３条の規定に基づく許可申請について」は、原案の通り許可する事に決定いたします。 以上をもちまして議案第２号は終了します。 次に、議案第３号「農地法第４条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。整理番号１番から２番について、事務局説明願います。
事 務 局	議案第３号について議案書を朗読、説明。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 整理番号１番について９番 和田春信委員ご報告をお願い致します。
９番委員	９番和田です。整理番号１番についてご報告します。１４日の午後に、施工会社の担当者、

	渡邊辰治推進委員と３名で確認をしてまいりました。現地につきましては、図面も拝見し、土盛りもされることにより雨水等の排水も問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号２番について、１４番 箭内正彦委員ご報告をお願い致します。
１４番委員	１４番箭内です。整理番号２番についてご報告します。１７日の午前に、代理人である石井行政書士と確認をしてまいりました。現地につきましては、建設業の作業場としての申請であり、隣接地等はすべて申請人所有の土地であることから、周囲の農地への問題はないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第３号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって議案第３号「農地法第４条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」については、原案の通り許可することに決定いたします。 以上をもちまして議案第３号は終了します。 次に議案第４号「農地法第５条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号１番について、事務局説明願います。
事 務 局	議案第４号について議案書を朗読、説明。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 整理番号１番について１３番 菊地幸広委員ご報告をお願い致します。
１３番委員	１３番菊地です。整理番号１番についてご報告します。１５日の午前に、申請人と同社の

	担当者、伊藤智広推進委員と４名で確認をしてまいりました。現地につきましては、令和４年１１月の北移地区基盤整備事業の際の一時転用による許可が出ておりましたが、調査に時間がかかり、工期の延長のため今回の申請となりました。現在は一時転用期間内でもあり、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第４号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって議案第４号「農地法第５条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」は、原案の通り許可することに決定いたします。 以上をもちまして議案第４号は終了します。 次に議案第５号「農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。整理番号１番から６番について、事務局説明願います。
事 務 局	議案第５号について議案書を朗読、説明。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 整理番号１番について１番 遠藤良一委員ご報告をお願い致します。
１ 番 委 員	１番遠藤です。整理番号１番についてご報告します。１２日の午後に、代理人である山名行政書士、遠藤義一推進委員と３名で現地を確認してまいりました。譲受人は運送会社を営んでおり、増員と増車により駐車場が手狭となってしまったため今回の申請となりました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号２番について、４番 田村 茂委員ご報告をお願い致します。

4 番 委 員	4 番田村です。整理番号 2 番についてご報告します。20 日の午後に、代理人である石井行政書士、佐藤太巳治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、山砂にて土盛りをし、土壌改良をするということで、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 3 番から 4 番について、9 番 和田春信委員ご報告をお願い致します。
9 番 委 員	9 番和田です。整理番号 3 番から 4 番についてご報告します。整理番号 3 番につきましては 15 日の午後に、代理人である竹内行政書士、渡邊辰治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、現在、耕作はしておらず、図面を拝見したところ三方へ土留めを設置することで、雨水等の問題もないことを確認しました。 整理番号 4 番につきましては、13 日の午後に有我行政書士、渡邊辰治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。図面を拝見し、排水等は問題なく処理されることを確認してまいりました。何ら問題もないことを確認しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 5 番から 6 番について、14 番 箭内正彦委員ご報告をお願い致します。
14 番委員	14 番箭内です。整理番号 5 番から 6 番についてご報告します。整理番号 5 番につきましては、15 日の午後に、設定人と現地を確認してまいりました。申請地につきましては、設定人が地盤を上げて作業をしやすくしたいことと、被設定人の工事が出る残土の置き場がないということで相互に話の折り合いが付き、今回の申請となりました。雨や土砂の流出がないように処理するということを確認しました。 整理番号 6 番につきましては、17 日の午前に、代理人である石井行政書士と現地を確認してまいりました。譲渡人の婿である譲受人が住宅を建てるということで、申請地は譲受人の実家の土地に面しており、雨水や出入り等についても周囲への影響もないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第 5 号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案の通り許可することに決定いたします。 以上をもちまして議案第5号は終了します。 次に議案第6号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題と致します。整理番号1番から9番について、事務局説明願います。
事務局	議案第6号について議案書を朗読、説明。
議長	ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 整理番号1番から2番について2番 吉田典良委員ご報告をお願い致します。
2番委員	2番吉田です。整理番号1番から2番についてご報告します。整理番号1番につきましては、15日の午前に、譲渡人、代理人である白石行政書士、會田成美推進委員と4名で現地を確認してまいりました。今回の申請は太陽光発電事業の案件で、現地の畑の形状を変えずに設置を行うため、排水等、内容につきましても何ら問題ないことを確認してまいりました。 整理番号2番につきましては、15日の午前に、代理人である白石行政書士、二瓶賢一推進委員と3名で現地を確認してまいりました。こちらも太陽光発電事業の案件で、整理番号1番と同様に現地の畑の形状を変えずに設置を行うため、排水等、内容につきましても何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号3番について、4番 田村 茂委員ご報告をお願い致します。
4番委員	4番田村です。整理番号3番についてご報告します。21日の午後に、譲受人当社の担当者、佐藤太巳治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、内容等、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号4番から6番について、7番 白岩良一委員ご報告をお願い致します。
7番委員	7番白岩です。整理番号4番から6番についてご報告します。整理番号4番につきましては、13日の午前に、代理人である白石行政書士、矢吹 勇推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、周辺の農地への影響もなく、排水等も何ら問題ないことを確認してまいりました。

	整理番号5番につきましては、13日の午前に、代理人である白石行政書士、矢吹 勇推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、周辺の農地への影響もなく、排水等も何ら問題ないことを確認してまいりました。 整理番号6番につきましては、14日の午前に、被設定人当社担当者、矢吹 勇推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、駐車場及び貯木地として利用し、駐車場は碎石を敷き、貯木地に関しては地を固めるなど、ほとんど状況を変えることなく使用するため、周辺の農地への影響も問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号7番について、9番 和田春信委員ご報告をお願い致します。
9 番 委 員	9番和田です。整理番号7番についてご報告します。13日の午後に、代理人である角田行政書士、渡邊辰治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、現在営業するコメリの裏側にある河川沿いの農地を利用し、店舗を拡大したいことでの申請です。図面を確認したところ、外周はU字溝を設置し、雨水等の排水も直接河川へ流すことで、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号8番から9番について、11番 鹿又良司委員ご報告をお願い致します。
11 番 委 員	11番鹿又です。整理番号8番から9番についてご報告します。整理番号8番につきましては、14日の午後に、代理人である白石行政書士、箭内倉貴推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、現状の形状を変えずに設置を行うということで、土砂の流出等は極力避けられると判断いたしました。 整理番号9番につきましても、設置方法などは整理番号8番と同様であり、土砂の流出等は極力避けられると判断いたしました。工事の進捗状況につきましては、期日のトラブル等がないようにと申し上げてまいりました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出 席 委 員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
出 席 委 員	異議なし。

議 長	異議なしと認めます。 よって議案第 6 号「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。 以上をもちまして議案第 6 号は終了します。 次に議案第 7 号「福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」を議題と致します。事務局説明願います。
事 務 局	議案第 7 号について議案書を朗読、説明。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出 席 委 員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第 7 号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
出 席 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって議案第 7 号「福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。 以上をもちまして議案第 7 号は終了します。 次に議案第 8 号「旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積促進計画の決定について」を議題と致します。事務局説明願います。
事 務 局	議案第 8 号について議案書を朗読、説明。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出 席 委 員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第 8 号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって議案第8号「旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積促進計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして議案第8号は終了します。 次に議案第9号「現況確認証明について」を議題と致します。事務局説明願います。
事務局	議案第9号について議案書を朗読、説明。
議長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第9号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって議案第9号「現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。 以上をもちまして議案第9号は終了します。 これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。慎重審議を賜りありがとうございました。 これをもちまして、令和6年第5回田村市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 14:55

令和6年5月21日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人